



様式第2号（第10条関係）

琴浦町2023-4号

一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県倉吉市福庭町1丁目288番地
氏名 株式会社 エバークリーン
代表取締役 藤井 武親
電話 0858-26-1375

令和5年2月16日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和5年2月22日

琴浦町長 福本 まり子



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 許可の期間 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日
- 3 許可区域 琴浦町内全域
- 4 処分地 鳥取中部ふるさと広域連合「ほうきりサイクルセンター」
（搬入先） 株式会社 鳥取再資源化研究所
- 5 その他
収集運搬車両
鳥取800さ8525 鳥取400せ6611 鳥取800さ7637 鳥取400せ 868
鳥取480す9568 鳥取800さ8675

- ア 市町村間のごみを混載しないこと。
- イ 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- ウ 廃棄物が飛散、又は流出しないようにするため、作業手順を遵守すること。
- エ 関係法令を遵守すること。
- オ 毎月の収集運搬状況報告書を翌日10日までに提出すること。
- カ 許可業者として適正を欠く行為があった場合は許可を取り消す。